

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全ての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って、生き活きと幸せに生きていくことは、いつの時代にも県民全ての願いです。

山形県では、子ども・若者の育成支援施策を総合的に実施するため、山形県青少年健全育成条例に基づき、平成27年に「山形県子ども・若者ビジョン（以下「前計画」という。）」を策定し、県民や関係機関とも連携の上、青少年の健全育成や若者が地域で活躍できる環境づくりを進めてまいりました。

これまでの間、少子高齢化の進展による本格的な人口減少をはじめ、非正規労働者の増大等による雇用の不安定化など、社会情勢は大きく変化しており、とりわけ人口減少の急速な進展は、産業活力の低下や地域コミュニティの弱体化など、県民生活全般に大きく影響を及ぼす状況となっています。

また、近年の子ども・若者を取り巻く環境は、スマートフォン等の急速な普及に伴うSNSを起因とした犯罪被害やトラブルの増加、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートに加え、ひきこもり等社会生活に困難を有する若者の高年齢化等、様々な問題を複合的に抱え、また、相互に影響し合うなど、複雑で多様な状況となっております。

こうした中、政府においては、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年に「子ども・若者育成支援推進大綱」を定め、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進する枠組整備が図られています。

このため、前計画を継承しつつ、現在の子ども・若者の置かれている状況を踏まえた上で、子ども・若者に関わる全ての県民が一体となり、分野や主体の境界を越え、子ども・若者の育成や自立に向けた支援を推進していくための新たな指針として、本ビジョンを策定するものです。

2 計画の位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する都道府県子ども・若者計画及び「山形県青少年健全育成条例」第6条の7に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画として位置づけます。

さらに、「やまがた子育て応援プラン」^{*1}、「第6次山形県教育振興計画(後期計画)」^{*2}など関係計画と連携し、子ども・若者の育成支援施策を示すものです。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

4 計画の対象

0歳から40歳未満までとします。

なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令等により異なることから、施策によっては、「青少年」「児童生徒」などの用語を使用しています。

■「子ども・若者」の呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

- 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- 学童期は、小学生の者。
- 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
- 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
- ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。



※1 やまがた子育て応援プラン
子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な施策を盛り込んだ計画（計画期間は令和2年度から6年度）

※2 第6次山形県教育振興計画（後期計画）
今後おおむね10年間の本県教育行政の方向性と、それを踏まえた具体的な施策を盛り込んだ中短期の計画（後期計画期間は令和2年度から6年度）